

町議会議員 故山田米吉氏に 旭日双光章が授与されました



故 山田 米吉 氏

自治功労者・町議会議員 山田米吉氏が平成18年4月12日急逝されました。

山田氏は、昭和53年6月より町議会議員（当時村議会）として8期25年余の永きに亘り町政の発展に尽力されました。

その間、町議会議長をはじめ、議会運営委員長、監査委員、町環境審議会会長など、多数の要職を歴任し、地方自治の理念に基づいた民主議会の確立と、町の政治経済各般にわたる活動を展開し、町政発展に貢献されました。

これら多くの功績が認められ、この度、従六位旭日双光章が授与されました。

ここに、謹んで氏の功績を称えるところに、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

教育長に遠乗功氏が再任



遠乗 功 教育長

6月18日付で教育長に遠乗功氏が再任されました。

遠乗教育長は、久慈郡水府村（現常陸太田市）出身で茨城大学教育学部を卒業後、茨城県教職員として、本町をはじめ県内小中学校等に勤務されました。

平成14年6月18日から本町の教育長に就任し、町立小中学校の耐震補強工事をはじめ、少人数学級に対応したきめ細かな授業を行うため、教育活動指導員の充実、町史編さん事業に着手するなど、町の教育の発展に尽力されました。

なお、教育長の任期は平成22年6月17日までとなります。



裁判員制度

町長 大谷 隆 照



国民の司法参加を実現する裁判員法が平成16年5月28日に公布されました。そしてこの制度は平成21年5月までにスタートすることになっていきます。

この制度の目的は「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」とい

うことがうたわれています。

今まで法律の専門家だけでやってきた刑事裁判に、一般の国民が参加して、裁判官と議論し、その感覚を裁判に反映していくという作業を行う中で、司法に対する理解と信頼がより深まることが期待されているということなのです。

しかし、私はこのような目的以上に、この制度のもっている意味は重いものがあると思います。日本の民主主義ということを考えた場合、ある意味、質的な転換をもたらすような力をもっている制度ではないのかと思います。いいかえれば、この制度が機能するかしないかによって、日本の民主主義の成熟度が問われることになるといえるのではないのでしょうか。

司法、行政、立法の三権分立の中で、この司法の分野のみ国民参加の道が開ざされていたといっていると思います。最高裁の裁判官の国民審査と

いう制度はありますが、これは全くといっていい程形式的なものにすぎません。

当然のことですが、アメリカ・イギリスでは陪審員制度ヨーロッパでは参審員制度といって、中身には若干のちがいはありますが、一般人の裁判への参加の制度は根づいています。

「十一人の怒れる男」という古い映画があります。

殺人容疑の少年に対し、はじめは12人の陪審員のうち11人が有罪と認めますが、ひとりの陪審員が疑問を投げかけ、激論を重ね、ついに全員が無罪と認定するという内容の映画です。

日本人は議論が下手だとよくいわれます。裁判員制度はこの映画のように議論なくしては成り立ちません。人を裁くのではなく、犯した行為を何の先入観もなく、事実のみを通して判断し議論をし真実に近づくといい作業は、まさに民主主義の成熟なくしては成り立たないことではないのでしょうか。そういう意味でこの制度が日本の社会で根づくかどうかは、私たち一人ひとりの責任にかかっていると思います。

監査委員（議会選出）に 小林正男氏選任



小林 正男 監査委員

故山田米吉監査委員の死去に伴う後任の監査委員として、6月16日付で小林正男氏（元栗橋）が選任されました。

任期につきましては、平成19年4月29日となります。